

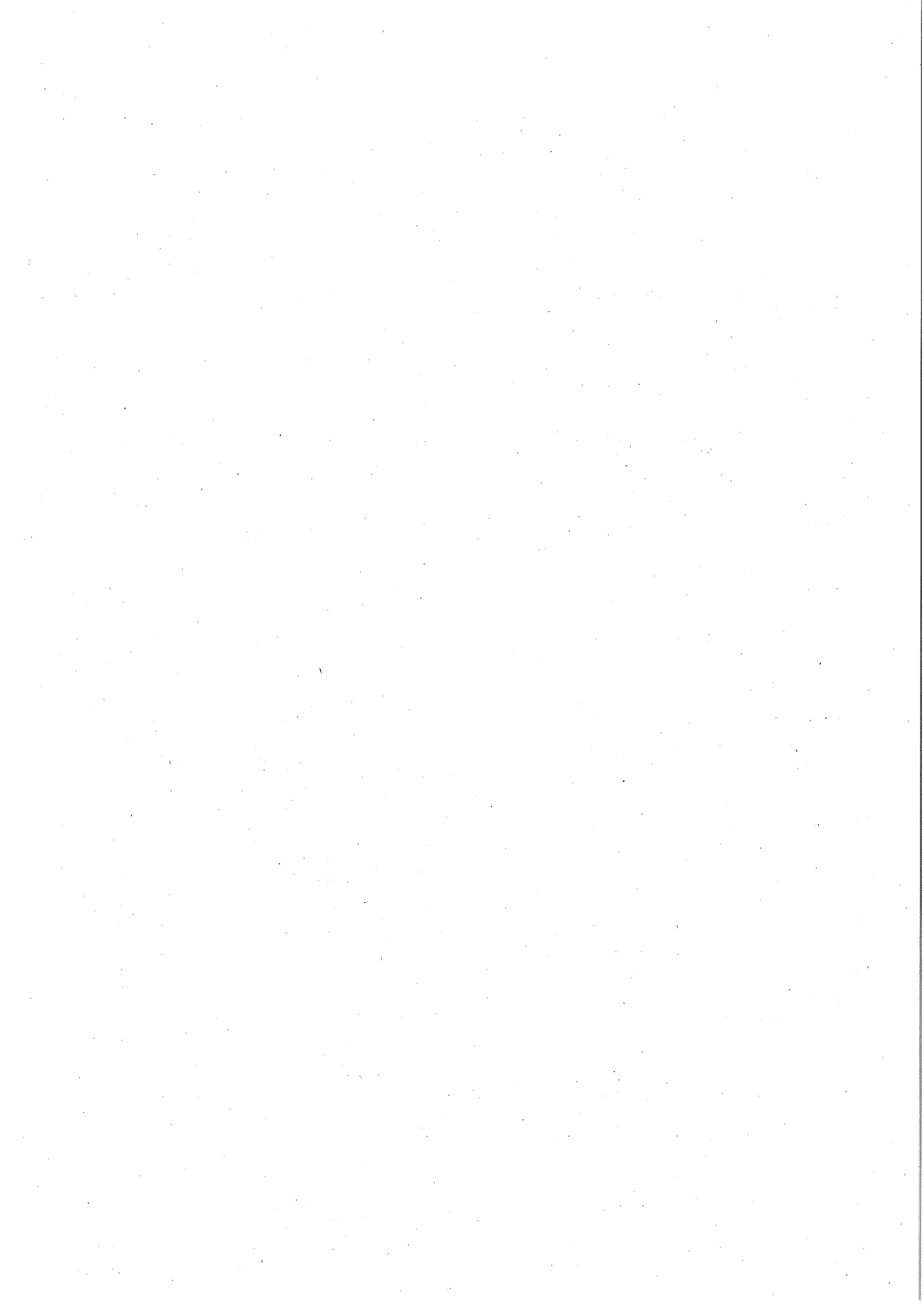
議案第 6 号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年野田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

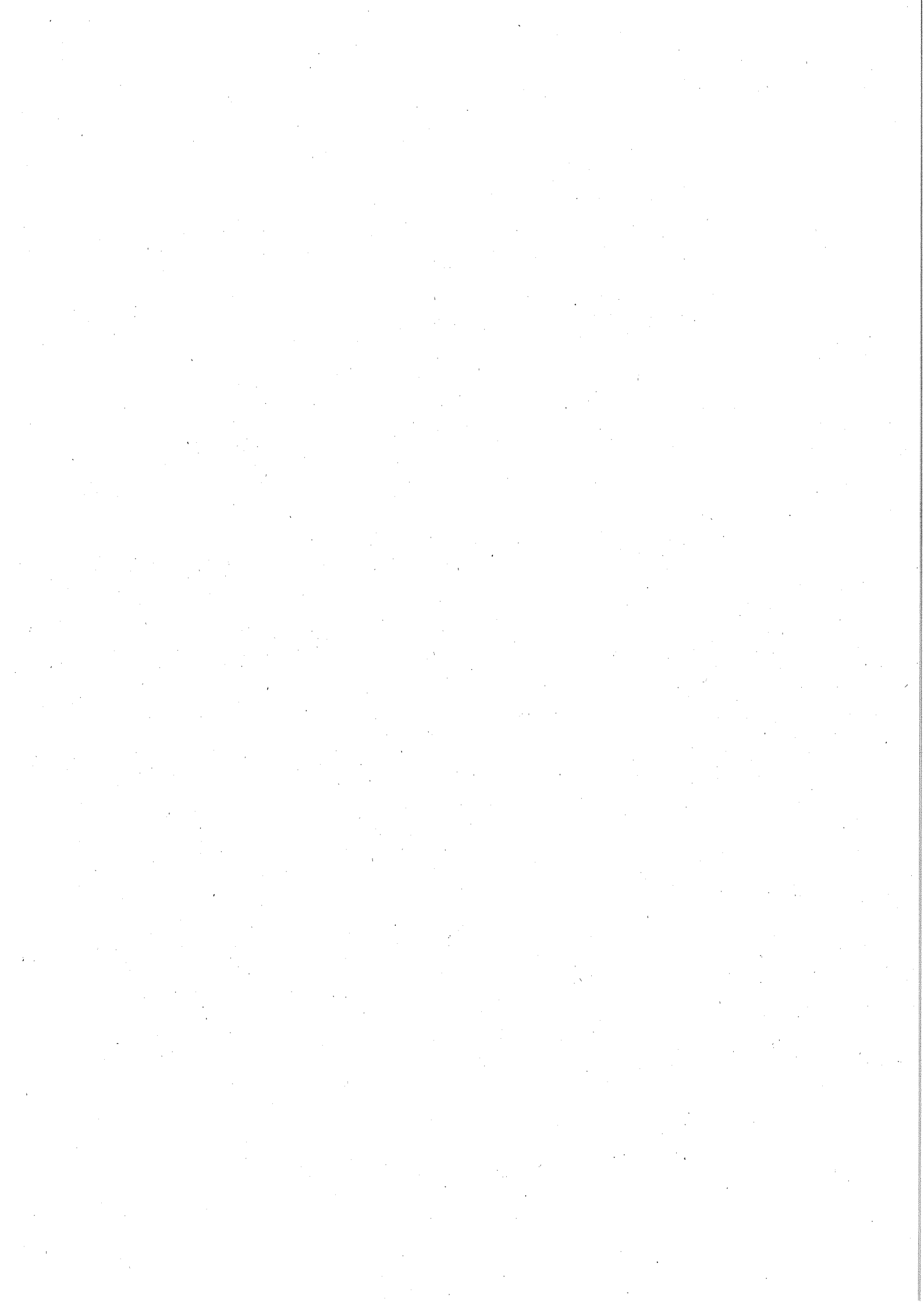
3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則第2項中「第14条の」を「第14条第2項の」に、「第14条中」を「第14条第2項中」に改め、「（保証人を立てる場合にあっては無利子）」を削る。

附則第3項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第14条第8項」を「第14条第4項」に改める。

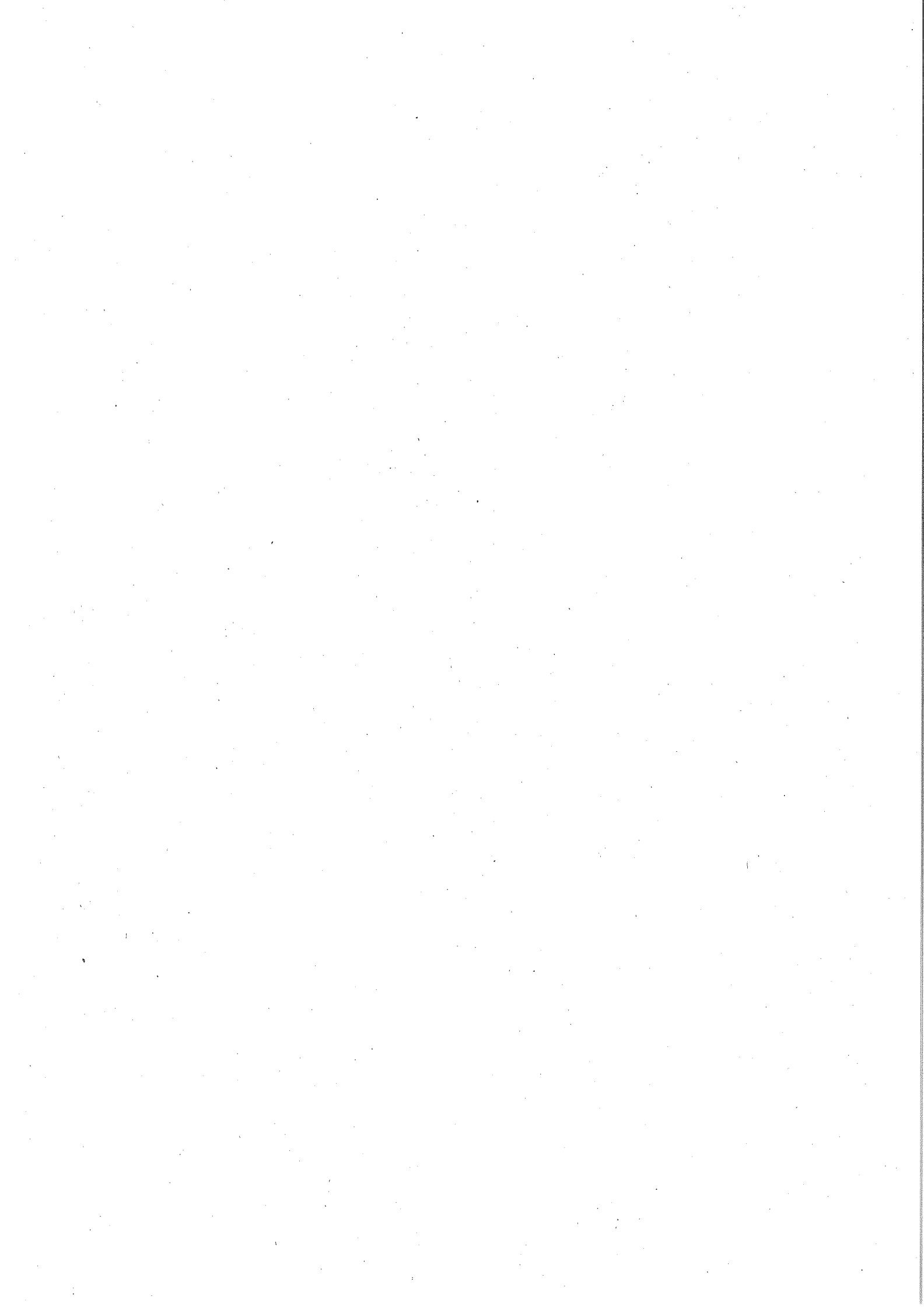
附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、償還金の支払猶予等に関する規定を整備しようとするものである。



野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和52年野田市条例第37号)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)</u>の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び<u>第14条第2項の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条第2項中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント」とする。</u></p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)</u>の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還の全部又は一部免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び<u>第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあつては無利子)」とする。</u></p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項</p>

の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 1
03 条第 1 項の規定により読み替えられた法
第 14 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条
第 4 項の規定によるものとする。

の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 1
03 条第 1 項の規定により読み替えられた法
第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条
第 8 項の規定によるものとする。